モーリタニア・イスラム共和国	平成二十七年九月二十三日　平成二十七年十二月二十二日
モルドバ共和国	平成二十七年九月二十八日　平成二十七年十二月二十七日
トーゴ共和国	平成二十七年十月八日　平成二十八年一月六日
グアテマラ共和国	平成二十八年七月十二日　平成二十八年十月十日
マダガスカル共和国	平成二十八年九月二十二日　平成二十八年十二月二十一日
カーボヴェルデ共和国	平成二十八年九月二十三日　平成二十八年十二月二十二日
締約国	受諾書の寄託日　当該締約国についての発効日
オランダ王国	平成二十六年十二月十八日　平成二十六年十二月二十四日
締約国	加入書の寄託日　当該締約国についての発効日
中央アフリカ共和国	平成二十七年十月七日　平成二十八年一月五日

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百八十九号

平成二十八年十二月十二日にローマで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億八千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百九十号

平成二十八年十二月十二日にローマで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百九十一号

平成二十八年十二月十三日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十二億六千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　鈴鹿光次在アフガニスタン大使

国際連合児童基金側　アデル・ホドル在アフガニスタン事務所代表

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百三十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

目次中「医療・介護サービス提供者」を「医療・介護サービス提供者等」に改め、「及び利用者」及び「サービス利用者」の下に「を含む地域住民」を加え、

「1　平成30年度以降対応すべき事項
(1)　計画の一体的な作成体制の整備
(2)　計画の作成区域の整合性の確保
(3)　基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保
2　平成30年度までの間に取り組むべき事項
(1)　第6期市町村介護保険事業計画及び第7期都道府県介護保険事業支援計画における医療及び介護の総合的な確保
(2)　地域医療構想における医療及び介護の総合的な確保
3　基礎データ、サービス提供体制の総合的な確保及び必要量等の推計における整合性の確保」

を

「1　計画の一体的な作成区域の整合性の確保
2　計画の作成区域の整合性の確保
3　基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保」

に改める。

第1の1中「15年目」を「17年目」に改め、「に高まってきている」の下に「。特に、認知症への対応については、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立するとともに、早期からの適切な診断や対応等を行うことが求められている」を加え、「において」を「といった」に改め、「疾病予防」の下に「（医療保険者が行う高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定健康診査等の保健事業を含む。二の1(4)において同じ。）」を加える。

第1の1の1(2)中「整備を」の下に「、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ」を加え、同1(3)中「対応した」の下に「、両分野の連携の促進に資する」を加え、「整備するとともに」を「整備することが重要である。さらに、医療及び介護の連携を深めるためには、両分野に精通した人材が必要であり」に改め、「相互の」の下に「役割分担と」を加え、同1(4)中「医療介護総合確保推進法第3条の規定（同法附則第1条第2号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法」を削り、同1(5)中「手段である」の下に「。一方で、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用方法は多様化するとともに、互換性が必ずしも十分に確保されていないという課題もある」を加える。

第1の1の2中「医療・介護サービス提供者」を「医療・介護サービス提供者等」に改め、「及び利用者」及び「サービス利用者」の下に「を含む地域住民」を、「介護サービス事業者等（」の下に「薬局、訪問看護を行う事業者並びに医療及び介護の関係機関・団体を含む。」を加え、同2(1)中「図っていくとともに」を「図っていく。さらに」に、「ものとする」を「とともに、都道府県及び市町村においても、住宅部局をはじめとした関係部局と連携を進めていくことが重要である」に改め、「確保を図る」の下に「ことが求められる。また、都道府県は、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業について、市町村単独では実施困難な取組に対し広域的に支援を行うことにより、医療及び介護の連携の推進を図る」を加え、「行っていくことは」を「行うとともに、関係部署に適切な人材を配置していくことは」に、「的確な」を「、在宅医療等について理解を深めてもらえるよう、適時適切な」に改め、同2(2)中「立って」の下に「入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の場面に応じて」を、「という視点」の下に「や予防の視点」を加え、「を構築及び活用して」を「の構築及び活用を図り、サービス利用者に在宅医療等について理解を深めてもらえるよう適時適切な情報提供を行って」に改め、同2(3)中「サービス利用者」の下に「を含む地域住民」を、「こと」の下に「や、在宅医療等をはじめとした医療・介護サービスについて理解を深めていくよう努めること」を、「いくという視点」の下に「や、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくという視点」を加える。